

令和 9 年度 放課後児童クラブ入所申込案内一覧

(赤堀地区)

目次

・ 赤堀小学校区		p.1～3
・ 赤堀南小学校区		p.4～9
・ 赤堀東小学校区		p.10～12

令和9年度 放課後児童クラブ入所申込案内一覧



放課後児童クラブは、本市に住所があり、小学校の放課後に仕事などの理由で保護者が不在になる家庭の児童を預かる施設です。放課後の子どもたちに居場所を提供し、働く保護者の子育てをサポートします。

令和9年4月1日からの入所の申し込みを下記のとおり開始いたしますので、ご案内いたします。

入所の申し込みに関するお問い合わせ等につきましては、民設の場合は直接入所を希望するクラブへ、公設の場合は伊勢崎市役所子育て支援課（電話番号：0270-27-8805）へお願いいたします。

赤堀小学校区

令和8年8月17日現在

民設 りおん l i o n 児童クラブ	住所	市場町一丁目25-2（赤堀小南）
	連絡先（TEL）	070-4563-2600
	定員	46名
	特色	○6年生まで継続してご利用いただけます。 ○宿題もしっかり対応します。 ○夏休み遠足やキャンプ、卒業旅行等イベント多数 ○基本料 1年生 月11,000円 2～6年生 月10,000円 ○兄弟割引等ございます。
	R9年度の募集期間	継続 令和8年10月～ 新規 令和8年11月～
民設 りおん l i o n 児童クラブ第二	住所	伊勢崎市西久保町三丁目445-10（赤堀小南）
	連絡先（TEL）	070-4563-2600
	定員	33名
	特色	○6年生まで継続してご利用いただけます。 ○宿題もしっかり対応します。 ○夏休み遠足やキャンプ、卒業旅行等イベント多数 ○基本料 1年生 月11,000円 2～6年生 月10,000円 ○兄弟割引等ございます。
	R9年度の募集期間	継続 令和8年10月～ 新規 令和8年11月～
民設 大光寺児童クラブ	住所	西久保町二丁目397-1（赤堀小東）
	連絡先（TEL）	0270-63-5775
	定員	80名
	特色	○6年生まで受け入れ可能。
	R9年度の募集期間	継続 令和8年11月～ 新規 令和8年12月～
公設 赤堀児童館 放課後児童クラブ	住所	西久保町二丁目105（赤堀幼稚園南）
	連絡先（TEL）	0270-63-1001
	定員	80名
	特色	○開所時間 月曜日～金曜日 放課後 ～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 長期休暇期間 午前8時～午後7時 ○閉所日 日曜日・祝日・年末年始 ○利用者負担金 通常入所の場合 月額10,000円 一時入所の場合 日額800円（月額上限10,000円） ○一時入所は、利用日数が一月に14日間までとされています。また、入所申込は月ごとの申込みが必要です。詳しくは、市HPをご覧ください。
	R9年度の募集期間	別紙参照

市ホームページQRコード

市内放課後児童クラブの一覧をご覧になりたい方は、QRコードから市ホームページ（放課後児童クラブ一覧）をご確認ください。



赤堀児童館放課後児童クラブ 一斉入所申込案内

1 一斉入所募集期間

	申込期間	主な募集対象者
一次募集	令和8年10月1日(木) ～令和8年11月16日(月) ※日・祝日を除く。 ＜面接日＞ 令和8年11月14日(土)	・年度を通して入所をしたい方(通常入所) ※一次募集では、入所形態が「一時入所」の場合及び保護者の状況が「求職中」の場合は申込みができませんので、二次募集以降に申し込んでください。
二次募集	令和9年1月4日(月) ～令和9年2月15日(月) ※日・祝日を除く。	・一次募集終了後に転居や転入が決まった方 ・一次募集終了後に家庭状況に変更があった方 ・春休み期間(4月のみ)の入所を希望する方 ・一時入所を希望する方 ・一次募集期間に申込みが間に合わなかった方

～育児休業期間中の取扱い～

育児休業期間中であっても、入所する児童の環境や保護者の育児負担に配慮し、入所申込をすることができます。ただし、入所定員の都合によっては入所ができない場合がありますので予めご了承ください。

＜復職時期に合わせた申込み(優先利用の配慮)＞

育児休業から復職する時期に合わせて入所を希望する場合は、下記の該当する申込期間内に申し込んでください。入所調整において優先利用の配慮対象となります(入所を確約するものではありません。)

【復職時期と申込期間の目安】

復職予定日を含む月の前月からの入所に係る申込みができます。

- ・令和9年4月1日から5月31日までに復職する場合⇒「一斉入所」の申込期間内に申し込んでください。
- ・令和9年6月1日以降に復職する場合 ⇒「随時入所」の月ごとの申込期間内に申し込んでください。

2 入所の形態

次の2種類のうちから希望する入所形態で申し込んでください。一般的な入所形態は「通常入所」です。

入所形態	利用者負担金	備考
通常入所	月額 10,000 円	通常入所とは、1か月あたりの利用料金が定額となっている一般的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数に制限はありません。 利用者負担金の支払方法は原則として口座振替となります。
一時入所	日額 800 円 ※月額上限 10,000 円	一時入所とは、1か月あたりの利用料金が利用日数に応じて変動する、局所的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数は14日が上限です。 クラブの管理に支障のない範囲での入所が認められています。 入所承諾期間は1か月間となるため、入所を希望する月ごとに申込みが必要です(各月の入所状況により、希望する月に入所できない場合があります)。 利用者負担金の支払方法は納付書(窓口)払いとなります。

優先

3 申込場所 赤堀児童館放課後児童クラブ ☎0270-63-1001

※申込みをする前に直接クラブへ連絡をして、申込みの受付や面接について相談してください。

4 審査基準

入所要件を満たしている場合であっても、クラブの入所定員に応じて保育を受ける必要性の高い児童を優先的に入所させるため、入所調整における審査基準に従い、保護者の就労状況等を「基準指数」、その他の考慮すべき状況等を「調整指数」とし、両者を合算した点数に基づいて各児童の保育の必要度を審査し入所順位を決定しています。

5 申込結果

(1) 一次募集 令和9年1月15日(金)に保護者宛てに発送予定です。

(2) 二次募集 令和9年3月10日(水)に保護者宛てに発送予定です。

※発送日まで電話での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※承諾になった場合は速やかにクラブと連絡を取り合ってください。利用開始前に、クラブから保護者の方へ伝達事項や必要な手続きの案内があります。

6 申込書類

① 放課後児童クラブ入所申込書

② 放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類(就労証明書等)

③ 問診票兼同意書

※市ホームページからダウンロードできます。また、放課後児童クラブ及び市役所子育て支援課(東館2階28番窓口)で配布しています。



▲市ホームページ

＜②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類について＞

原則として、放課後児童クラブを利用する児童の保護者(父母等)それぞれの証明が必要です。書類の作成に時間がかかる場合がありますので、早めに準備をしてください。

きょうだい2人以上の申込みをする場合は、1人分を原本とし、残り分はコピーで提出可能です。

保護者の状況	必要書類等 ※二重線の付いた書類の様式は市ホームページからダウンロード可
就労	● <u>就労証明書</u> ※勤務先が作成したもの
妊娠・出産	● 母子手帳のコピー又は妊婦一般健康診査受診票のコピー ※氏名及び出産(分娩)予定日が分かる箇所のコピー ※入所可能期間は、出産(分娩)予定日の8週間前の日が属する月から8週後の日が属する月まで
疾病・障害	● 保護者の<u>病状内容証明書</u>又は障害者手帳等のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
親族の介護・看護	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ● 親族(要介護者)の<u>病状内容証明書</u>、障害者手帳等のコピー又は介護保険被保険者証のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
就学	● 在学証明書、合格通知又は学生証等のコピー ● 授業の時間割表等のコピー
虐待・DV	● 公的機関の証明(DV証明書等)のコピー
災害	● 罹災証明書のコピー
求職中	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ※一斉入所の一次募集では申込不可。二次募集以降に申込可
不在	離婚協議中の場合に限り次の証明書類が必要 ● 調停調書、事件係属証明書又は公正証書のコピー ※証明書類が用意できない場合、<u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
その他	育児休業期間中又は就労証明書作成中の場合 ● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
	生活保護受給中の場合 ● 生活保護受給証明書

7 申込みにあたっての注意事項

公設の放課後児童クラブは、年度ごと又は月ごとに入所の調整を行うため、学年が上がる際に継続して入所したい場合は申込みが必要となり、状況によっては同じクラブでの入所が続けられない場合があります。

医療的ケアが必要な方や、大きな傷病のある方、重度のアレルギーがある方は、事前に申し出てください。より安全に入所ができるよう、相談の上で入所を申し込むクラブを調整させていただく場合があります。

令和9年度 放課後児童クラブ入所申込案内一覧



放課後児童クラブは、本市に住所があり、小学校の放課後に仕事などの理由で保護者が不在になる家庭の児童を預かる施設です。放課後の子どもたちに居場所を提供し、働く保護者の子育てをサポートします。

令和9年4月1日からの入所の申し込みを下記のとおり開始いたしますので、ご案内いたします。

入所の申し込みに関するお問い合わせ等につきましては、民設の場合は直接入所を希望するクラブへ、公設の場合は伊勢崎市役所子育て支援課（電話番号：0270-27-8805）へお願いいたします。

赤堀南小学校区 ※裏面もあります。

令和8年8月17日現在

民設 あかべこ児童クラブ	住所	五目牛町100-7（赤堀西部スポーツ公園南）
	連絡先（TEL）	080-5063-5420（平日14:00～18:00の間にご連絡ください）
	定員	31名
	特色	○6年生まで受け入れ可能(就労証明書により判断)。 ○宿題の時間を設けています。 ○午前下校の日は昼食を提供します。 ○季節の行事を実施しています。 ○アットホームで家庭的な雰囲気です。 ○保育料金や会則等はHPをご覧ください。
	R9年度の募集期間	新規、継続ともに令和8年10月26日（月）～11月20日（金）18：00まで ※お越しいただいた際に申込用紙等（就労証明書）をお渡しします。また、新規申込者様はお子様とご一緒にお越しいただき施設内見学をお願いします（要予約） （14：00～18：00の間にお越しください）※土日祝日は除く ※お渡しした申込用紙等を11月20日（金）18：00までにご提出ください。 ※随時、施設内見学可能です（要予約） ※ご不明な点がございましたらお気軽にお電話ください。 ※提出書類に記入漏れ等がございますとお預かりすることができませんので、早目のご提出をお願い申し上げます。
民設 となん tonan児童倶楽部赤堀南	住所	市場町二丁目447（赤堀南小東）
	連絡先（TEL）	0270-75-2855
	定員	74名
	特色	○学校から車で送迎します。 ○1年生から6年生まで受け入れています。 ○主体的で、自由な学びを推進します。 ○利用料は月ごとの利用日数に応じて変動します。
	R9年度の募集期間	随時募集しています。 個別に案内、説明を行います。

公設 赤堀南児童館 放課後児童クラブ	住所	堀下町276（赤堀南小北）
	連絡先（TEL）	0270-62-8723
	定員	80名（対象学年 2年生以下） ※人数調整を行い、赤堀南小学校放課後児童クラブへの入所をご案内する場合があります
	特色	○開所時間 月曜日～金曜日 放課後 ～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 長期休暇期間 午前8時～午後7時 ○閉所日 日曜日・祝日・年末年始 ○利用者負担金 通常入所の場合 月額10,000円 一時入所の場合 日額800円（月額上限10,000円） ○一時入所は、利用日数が一月に14日間までとされています。また、入所申込は月ごとの申込みが必要です。詳しくは、市HPをご覧ください。
	R9年度の募集期間	別紙参照
公設 赤堀南小学校 放課後児童クラブ	住所	堀下町308-2（赤堀西部スポーツ公園東）
	連絡先（TEL）	0270-75-6115
	定員	34名（対象学年 3年生以上） ※人数調整を行い、赤堀南児童館放課後児童クラブへの入所をご案内する場合があります
	特色	○開所時間 月曜日～金曜日 放課後 ～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 長期休暇期間 午前8時～午後7時 ○閉所日 日曜日・祝日・年末年始 ○利用者負担金 通常入所の場合 月額10,000円 一時入所の場合 日額800円（月額上限10,000円） ○一時入所は、利用日数が一月に14日間までとされています。また、入所申込は月ごとの申込みが必要です。詳しくは、市HPをご覧ください。
	R9年度の募集期間	別紙参照

市内放課後児童クラブの一覧をご覧になりたい方は、QRコードから市ホームページ（放課後児童クラブ一覧）をご確認ください。



＜対象とする学年＞1年生・2年生

赤堀南児童館放課後児童クラブ 一斉入所申込案内

1 一斉入所募集期間

	申込期間	主な募集対象者
一次募集	令和8年10月1日（木） ～令和8年11月16日（月） ※日・祝日を除く。 ＜面接日＞ 令和8年11月14日（土）	・年度を通して入所をしたい方（通常入所） ※一次募集では、入所形態が「一時入所」の場合及び保護者の状況が「求職中」の場合は申込みができませんので、二次募集以降に申し込んでください。
二次募集	令和9年1月4日（月） ～令和9年2月15日（月） ※日・祝日を除く。	・一次募集終了後に転居や転入が決まった方 ・一次募集終了後に家庭状況に変更があった方 ・春休み期間（4月のみ）の入所を希望する方 ・一時入所を希望する方 ・一次募集期間に申込みが間に合わなかった方

～育児休業期間中の取扱い～

育児休業期間中であっても、入所する児童の環境や保護者の育児負担に配慮し、入所申込をすることができます。ただし、入所定員の都合によっては入所ができない場合がありますので予めご了承ください。

＜復職時期に合わせた申込み（優先利用の配慮）＞

育児休業から復職する時期に合わせて入所を希望する場合は、下記の該当する申込期間内に申し込んでください。入所調整において優先利用の配慮対象となります（入所を確約するものではありません。）。

【復職時期と申込期間の目安】

復職予定日を含む月の前月からの入所に係る申込みができます。

- ・令和9年4月1日から5月31日までに復職する場合⇒「一斉入所」の申込期間内に申し込んでください。
- ・令和9年6月1日以降に復職する場合 ⇒「随時入所」の月ごとの申込期間内に申し込んでください。

2 入所の形態

次の2種類のうちから希望する入所形態で申し込んでください。一般的な入所形態は「通常入所」です。

入所形態	利用者負担金	備考
通常入所	月額 10,000 円	通常入所とは、1か月あたりの利用料金が定額となっている一般的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数に制限はありません。 利用者負担金の支払方法は原則として口座振替となります。
一時入所	日額 800 円 ※月額上限 10,000 円	一時入所とは、1か月あたりの利用料金が利用日数に応じて変動する、局所的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数は14日が上限です。 クラブの管理に支障のない範囲での入所が認められています。 入所承諾期間は1か月間となるため、入所を希望する月ごとに申込みが必要です（各月の入所状況により、希望する月に入所できない場合があります）。 利用者負担金の支払方法は納付書（窓口）払いとなります。

優先

3 申込場所 赤堀南児童館放課後児童クラブ ☎0270-62-8723

※申込みをする前に直接クラブへ連絡をして、申込みの受付や面接について相談してください。

4 審査基準

入所要件を満たしている場合であっても、クラブの入所定員に応じて保育を受ける必要性の高い児童を優先的に入所させるため、入所調整における審査基準に従い、保護者の就労状況等を「基準指数」、その他の考慮すべき状況等を「調整指数」とし、両者を合算した点数に基づいて各児童の保育の必要度を審査し入所順位を決定しています。

5 申込結果

- (1) 一次募集 令和9年1月15日(金)に保護者宛てに発送予定です。
 (2) 二次募集 令和9年3月10日(水)に保護者宛てに発送予定です。

※発送日まで電話での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※承諾になった場合は速やかにクラブと連絡を取り合ってください。利用開始前に、クラブから保護者の方へ伝達事項や必要な手続きの案内があります。

6 申込書類

- ① 放課後児童クラブ入所申込書
 ② 放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類(就労証明書等)
 ③ 問診票兼同意書

※市ホームページからダウンロードできます。また、放課後児童クラブ及び市役所子育て支援課(東館2階28番窓口)で配布しています。



▲市ホームページ

＜②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類について＞

原則として、放課後児童クラブを利用する児童の保護者(父母等)それぞれの証明が必要です。書類の作成に時間がかかる場合がありますので、早めに準備をしてください。

きょうだい2人以上の申込みをする場合は、1人分を原本とし、残り分はコピーで提出可能です。

保護者の状況	必要書類等 ※二重線の付いた書類の様式は市ホームページからダウンロード可
就労	● <u>就労証明書</u> ※勤務先が作成したもの
妊娠・出産	● 母子手帳のコピー又は妊婦一般健康診査受診票のコピー ※氏名及び出産(分娩)予定日が分かる箇所のコピー ※入所可能期間は、出産(分娩)予定日の8週間前の日が属する月から8週後の日が属する月まで
疾病・障害	● <u>保護者の病状内容証明書</u>又は障害者手帳等のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
親族の介護・看護	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ● 親族(要介護者)の<u>病状内容証明書</u>、障害者手帳等のコピー又は介護保険被保険者証のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
就学	● 在学証明書、合格通知又は学生証等のコピー ● 授業の時間割表等のコピー
虐待・DV	● 公的機関の証明(DV証明書等)のコピー
災害	● 罹災証明書のコピー
求職中	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ※一斉入所の一次募集では申込不可。二次募集以降に申込可
不在	離婚協議中の場合に限り次の証明書類が必要 ● 調停調書、事件係属証明書又は公正証書のコピー ※証明書類が用意できない場合、<u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
その他	育児休業期間中又は就労証明書作成中の場合 ● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
	生活保護受給中の場合 ● 生活保護受給証明書

7 申込みにあたっての注意事項

公設の放課後児童クラブは、年度ごと又は月ごとに入所の調整を行うため、学年が上がる際に継続して入所したい場合は申込みが必要となり、状況によっては同じクラブでの入所が続けられない場合があります。

医療的ケアが必要な方や、大きな傷病のある方、重度のアレルギーがある方は、事前に申し出てください。より安全に入所ができるよう、相談の上で入所を申し込むクラブを調整させていただく場合があります。

＜対象とする学年＞3年生～6年生

赤堀南小学校放課後児童クラブ 一斉入所申込案内

1 一斉入所募集期間

	申込期間	主な募集対象者
一次募集	令和8年10月1日（木） ～令和8年11月16日（月） ※日・祝日を除く。 ＜面接日＞ 令和8年11月14日（土）	・年度を通して入所をしたい方（通常入所） ※一次募集では、入所形態が「一時入所」の場合及び保護者の状況が「求職中」の場合は申込みができませんので、二次募集以降に申し込んでください。
二次募集	令和9年1月4日（月） ～令和9年2月15日（月） ※日・祝日を除く。	・一次募集終了後に転居や転入が決まった方 ・一次募集終了後に家庭状況に変更があった方 ・春休み期間（4月のみ）の入所を希望する方 ・一時入所を希望する方 ・一次募集期間に申込みが間に合わなかった方

～育児休業期間中の取扱い～

育児休業期間中であっても、入所する児童の環境や保護者の育児負担に配慮し、入所申込をすることができます。ただし、入所定員の都合によっては入所ができない場合がありますので予めご了承ください。

＜復職時期に合わせた申込み（優先利用の配慮）＞

育児休業から復職する時期に合わせて入所を希望する場合は、下記の該当する申込期間内に申し込んでください。入所調整において優先利用の配慮対象となります（入所を確約するものではありません。）。

【復職時期と申込期間の目安】

復職予定日を含む月の前月からの入所に係る申込みができます。

- ・令和9年4月1日から5月31日までに復職する場合⇒「一斉入所」の申込期間内に申し込んでください。
- ・令和9年6月1日以降に復職する場合 ⇒「随時入所」の月ごとの申込期間内に申し込んでください。

2 入所の形態

次の2種類のうちから希望する入所形態で申し込んでください。一般的な入所形態は「通常入所」です。

入所形態	利用者負担金	備考
通常入所	月額 10,000 円	通常入所とは、1か月あたりの利用料金が定額となっている一般的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数に制限はありません。 利用者負担金の支払方法は原則として口座振替となります。
一時入所	日額 800 円 ※月額上限 10,000 円	一時入所とは、1か月あたりの利用料金が利用日数に応じて変動する、局所的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数は14日が上限です。 クラブの管理に支障のない範囲での入所が認められています。 入所承諾期間は1か月間となるため、入所を希望する月ごとに申込みが必要です（各月の入所状況により、希望する月に入所できない場合があります）。 利用者負担金の支払方法は納付書（窓口）払いとなります。

優先

3 申込場所 赤堀南小学校放課後児童クラブ ☎0270-75-6115

※施設見学をすることができます。希望の方は事前に直接クラブへ連絡し、見学日時の調整をしてください。

4 審査基準

入所要件を満たしている場合であっても、クラブの入所定員に応じて保育を受ける必要性の高い児童を優先的に入所させるため、入所調整における審査基準に従い、保護者の就労状況等を「基準指数」、その他の考慮すべき状況等を「調整指数」とし、両者を合算した点数に基づいて各児童の保育の必要度を審査し入所順位を決定しています。

5 申込結果

(1) 一次募集 令和9年1月15日(金)に保護者宛てに発送予定です。

(2) 二次募集 令和9年3月10日(水)に保護者宛てに発送予定です。

※発送日まで電話での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※承諾になった場合は速やかにクラブと連絡を取り合ってください。利用開始前に、クラブから保護者の方へ伝達事項や必要な手続きの案内があります。

6 申込書類

① 放課後児童クラブ入所申込書

② 放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類(就労証明書等)

③ 問診票兼同意書

※市ホームページからダウンロードできます。また、放課後児童クラブ及び市役所子育て支援課(東館2階28番窓口)で配布しています。



▲市ホームページ

＜②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類について＞

原則として、放課後児童クラブを利用する児童の保護者(父母等)それぞれの証明が必要です。書類の作成に時間がかかる場合がありますので、早めに準備をしてください。

きょうだい2人以上の申込みをする場合は、1人分を原本とし、残り分はコピーで提出可能です。

保護者の状況	必要書類等 ※二重線の付いた書類の様式は市ホームページからダウンロード可
就労	● <u>就労証明書</u> ※勤務先が作成したもの
妊娠・出産	● 母子手帳のコピー又は妊婦一般健康診査受診票のコピー ※氏名及び出産(分娩)予定日が分かる箇所のコピー ※入所可能期間は、出産(分娩)予定日の8週間前の日が属する月から8週後の日が属する月まで
疾病・障害	● <u>保護者の病状内容証明書</u> 又は障害者手帳等のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
親族の介護・看護	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ● 親族(要介護者)の <u>病状内容証明書</u> 、障害者手帳等のコピー又は介護保険被保険者証のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
就学	● 在学証明書、合格通知又は学生証等のコピー ● 授業の時間割表等のコピー
虐待・DV	● 公的機関の証明(DV証明書等)のコピー
災害	● 罹災証明書のコピー
求職中	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ※一斉入所の一次募集では申込不可。二次募集以降に申込可
不在	離婚協議中の場合に限り次の証明書類が必要 ● 調停調書、事件係属証明書又は公正証書のコピー ※証明書類が用意できない場合、 <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
その他	育児休業期間中又は就労証明書作成中の場合 ● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
	生活保護受給中の場合 ● 生活保護受給証明書

7 申込みにあたっての注意事項

公設の放課後児童クラブは、年度ごと又は月ごとに入所の調整を行うため、学年が上がる際に継続して入所したい場合は申込みが必要となり、状況によっては同じクラブでの入所が続けられない場合があります。

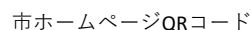
医療的ケアが必要な方や、大きな傷病のある方、重度のアレルギーがある方は、事前に申し出てください。より安全に入所ができるよう、相談の上で入所を申し込むクラブを調整させていただく場合があります。

入所の申し込みに関するお問い合わせ等につきましては、民設の場合は直接入所を希望するクラブへ、公設の場合は伊勢崎市役所子育て支援課（電話番号：0270-27-8805）へお願いいたします。

令和8年8月17日現在

民設 となん tonan児童倶楽部伊勢崎北	住所	香林町一丁目320-6（赤堀東小北西）
	連絡先（TEL）	0270-75-2855
	定員	26名
	特色	○学校から車で送迎します。 ○1年生から6年生まで受け入れています。 ○主体的で、自由な学びを推進します。 ○利用料は月ごとの利用日数に応じて変動します。 ○学校からの宿題も徹底サポートします。 ○長期休暇（春休み、夏休み、冬休み等）のみの利用も可能です。 ○おやつを提供有り
	R9年度の募集期間	随時募集しています。 個別に案内、説明を行います。
公設 赤堀あさひ児童館 放課後児童クラブ	住所	香林町一丁目1348-1（赤堀東小東）
	連絡先（TEL）	0270-63-1616
	定員	80名
	特色	○開所時間 月曜日～金曜日 放課後 ～午後7時 土曜日 午前8時～午後7時 長期休暇期間 午前8時～午後7時 ○閉所日 日曜日・祝日・年末年始 ○利用者負担金 通常入所の場合 月額10,000円 一時入所の場合 日額800円（月額上限10,000円） ○一時入所は、利用日数が一月に14日間までとされています。また、入所申込は月ごとの申込みが必要です。詳しくは、市HPをご覧ください。
	R9年度の募集期間	別紙参照

市内放課後児童クラブの一覧をご覧になりたい方は、QRコードから市ホームページ（放課後児童クラブ一覧）をご確認ください。



赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ 一斉入所申込案内

1 一斉入所募集期間

	申込期間	主な募集対象者
一次募集	令和8年10月1日(木) ～令和8年11月16日(月) ※日・祝日を除く。 ＜面接日＞ 令和8年11月14日(土)	・年度を通して入所をしたい方(通常入所) ※一次募集では、入所形態が「一時入所」の場合及び保護者の状況が「求職中」の場合は申込みができませんので、二次募集以降に申し込んでください。
二次募集	令和9年1月4日(月) ～令和9年2月15日(月) ※日・祝日を除く。	・一次募集終了後に転居や転入が決まった方 ・一次募集終了後に家庭状況に変更があった方 ・春休み期間(4月のみ)の入所を希望する方 ・一時入所を希望する方 ・一次募集期間に申込みが間に合わなかった方

～育児休業期間中の取扱い～

育児休業期間中であっても、入所する児童の環境や保護者の育児負担に配慮し、入所申込をすることができます。ただし、入所定員の都合によっては入所ができない場合がありますので予めご了承ください。

＜復職時期に合わせた申込み(優先利用の配慮)＞

育児休業から復職する時期に合わせて入所を希望する場合は、下記の該当する申込期間内に申し込んでください。入所調整において優先利用の配慮対象となります(入所を確約するものではありません。)

【復職時期と申込期間の目安】

復職予定日を含む月の前月からの入所に係る申込みができます。

- ・令和9年4月1日から5月31日までに復職する場合⇒「一斉入所」の申込期間内に申し込んでください。
- ・令和9年6月1日以降に復職する場合 ⇒「随時入所」の月ごとの申込期間内に申し込んでください。

2 入所の形態

次の2種類のうちから希望する入所形態で申し込んでください。一般的な入所形態は「通常入所」です。

入所形態	利用者負担金	備考
通常入所	月額 10,000 円	通常入所とは、1か月あたりの利用料金が定額となっている一般的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数に制限はありません。 利用者負担金の支払方法は原則として口座振替となります。
一時入所	日額 800 円 ※月額上限 10,000 円	一時入所とは、1か月あたりの利用料金が利用日数に応じて変動する、局所的な入所形態です。 1か月あたりの利用日数は14日が上限です。 クラブの管理に支障のない範囲での入所が認められています。 入所承諾期間は1か月間となるため、入所を希望する月ごとに申込みが必要です(各月の入所状況により、希望する月に入所できない場合があります)。 利用者負担金の支払方法は納付書(窓口)払いとなります。

優先

3 申込場所 赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ ☎0270-63-1616

※申込みをする前に直接クラブへ連絡をして、申込みの受付や面接について相談してください。

4 審査基準

入所要件を満たしている場合であっても、クラブの入所定員に応じて保育を受ける必要性の高い児童を優先的に入所させるため、入所調整における審査基準に従い、保護者の就労状況等を「基準指数」、その他の考慮すべき状況等を「調整指数」とし、両者を合算した点数に基づいて各児童の保育の必要度を審査し入所順位を決定しています。

5 申込結果

(1) 一次募集 令和9年1月15日(金)に保護者宛てに発送予定です。

(2) 二次募集 令和9年3月10日(水)に保護者宛てに発送予定です。

※発送日まで電話での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※承諾になった場合は速やかにクラブと連絡を取り合ってください。利用開始前に、クラブから保護者の方へ伝達事項や必要な手続きの案内があります。

6 申込書類

① 放課後児童クラブ入所申込書

② 放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類(就労証明書等)

③ 問診票兼同意書

※市ホームページからダウンロードできます。また、放課後児童クラブ及び市役所子育て支援課(東館2階28番窓口)で配布しています。



▲市ホームページ

＜②放課後児童クラブを必要とすることを証明する書類について＞

原則として、放課後児童クラブを利用する児童の保護者(父母等)それぞれの証明が必要です。書類の作成に時間がかかる場合がありますので、早めに準備をしてください。

きょうだい2人以上の申込みをする場合は、1人分を原本とし、残り分はコピーで提出可能です。

保護者の状況	必要書類等 ※二重線の付いた書類の様式は市ホームページからダウンロード可
就労	● <u>就労証明書</u> ※勤務先が作成したもの
妊娠・出産	● 母子手帳のコピー又は妊婦一般健康診査受診票のコピー ※氏名及び出産(分娩)予定日が分かる箇所のコピー ※入所可能期間は、出産(分娩)予定日の8週間前の日が属する月から8週後の日が属する月まで
疾病・障害	● 保護者の<u>病状内容証明書</u>又は障害者手帳等のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
親族の介護・看護	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ● 親族(要介護者)の<u>病状内容証明書</u>、障害者手帳等のコピー又は介護保険被保険者証のコピー ※病状内容証明書は医師が記入したもの
就学	● 在学証明書、合格通知又は学生証等のコピー ● 授業の時間割表等のコピー
虐待・DV	● 公的機関の証明(DV証明書等)のコピー
災害	● 罹災証明書のコピー
求職中	● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u> ※一斉入所の一次募集では申込不可。二次募集以降に申込可
不在	離婚協議中の場合に限り次の証明書類が必要 ● 調停調書、事件係属証明書又は公正証書のコピー ※証明書類が用意できない場合、<u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
その他	育児休業期間中又は就労証明書作成中の場合 ● <u>放課後児童クラブを必要とする届出書</u>
	生活保護受給中の場合 ● 生活保護受給証明書

7 申込みにあたっての注意事項

公設の放課後児童クラブは、年度ごと又は月ごとに入所の調整を行うため、学年が上がる際に継続して入所したい場合は申込みが必要となり、状況によっては同じクラブでの入所が続けられない場合があります。

医療的ケアが必要な方や、大きな傷病のある方、重度のアレルギーがある方は、事前に申し出てください。より安全に入所ができるよう、相談の上で入所を申し込むクラブを調整させていただく場合があります。